

旭温泉水有効活用起業支援事業補助金に係る損害賠償請求事件の 第一審判決について

このことについて、判決内容及び今後の対応について下記のとおり報告します。

1 訴訟の経過

令和 5 年 10 月 26 日 大阪地方裁判所堺支部に訴えの提起
11 月 20 日 裁判所から訴状等の特別送達
令和 7 年 8 月 21 日 大阪地方裁判所堺支部で棄却判決の言渡し

2 事案の概要

元代表者及び元経理担当者 2 名（原告）は、浜田市（被告）に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求として 40,928,750 円及び遅延損害金の支払いを求めたものである。

3 請求の趣旨

- (1) 被告は原告各自に対し、40,928,750 円及びこれに対する 2016（平成 28 年）年 11 月 14 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする

4 判決

- (1) 主文
 - ア 原告らの請求をいずれも棄却する
 - イ 訴訟費用は原告らの負担とする
- (2) 判決理由の要旨

被告は、原告らに対し、債務不履行に基づく損害賠償請求を負わないというべきである。よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却する。

5 今後の対応

原告の動向を注視し、令和 6 年別訴で提起した訴訟が係争中であり、引き続き対応する。